

## 【高知県立宿毛高等学校定時制】運動部活動に係る活動方針

### 学校教育目標

- ①基礎学力の定着：生徒個々の状況を把握し、適切な教材研究のもとに、基礎学力の定着を図る
- ②生活習慣の確立：心の教育を進める中で、公德心を養い善悪の正しい判断ができる生徒として育て、社会の一員としての自覚を促す
- ③希望進路の実現：生徒の生きる力を育むとともに、進路意識の醸成や目的意識の確立をより確かなものとし、卒業後の進路へと繋げていく
- ④単位制の有効活用：多様な生徒や社会人の学習機会の確保に配慮するために、地域の実情も考慮しながら、より柔軟なシステムとする（定通併修）
- ⑤豊かな心を育む教育の推進：人権教育を推進し、障害（発達障害等）への正しい理解・支援の実現を図り、いじめや暴力の根絶及び不登校をなくす

### 運動部活動の活動方針

- (1) 部活動への加入の指導
  - ・部活動を通して、生徒の自信を育み、充実した生活の形成を図る
  - ・部活動に積極的に参加し、挑戦するたくましさや協働する心を育てる
- (2) マナーや態度の醸成
  - ・部活動を通じて、礼儀やマナー、人間関係の大切さ、組織の一員としての責任や協調性を育み、人間的成長を高める
- (3) 部活動の活性化による学校の特色化・魅力化の推進
  - ・活発な部活動の推進に努めるとともに、各種協議会での活躍、全国大会出場を目指す

### 基本的事項

#### ①運営に関すること

- (1) 部活動設置について
  - ・教育目標を実現するための1つの取り組みとして、教育活動の中に部活動及び同好会を設置する（同好会、部活動の設置等については生徒会会則で別に定める）
  - ・各部活動の目標に沿って、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、部活動顧問や外部指導員がついて指導にあたる
  - ・部活動全体の推進を図るため、部活動総括顧問を置き、必要に応じて部活動委員会を開催する
- (2) 指導体制について（顧問配置、外部指導者の活用等）
  - ・顧問、ホーム主任、保護者間の連携を図り、円滑な運営を心がける
  - ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用（部活動指導員、運動部活動サポート事業）等、本校の実態に応じた工夫を行う
- (3) 顧問会議について
  - ・部活動顧問会を定期的に開催し、各部の現状や課題を共有し、学校全体で課題解決に向けた取組を行う
- (4) 家庭、地域との連携について
  - ・各部活動が定める方針に従い、保護者と顧問が綿密に連絡を取り合い円滑な運営のための共通理解を図る。また必要に応じて保護者会を設置する
- (5) 研修について
  - ・各競技団体が行う研修会等を各顧問が受講し、得られた内容は顧問間で情報共有を行い指導力の向上につなげる
- (6) 部費又は集金の取扱いについて
  - ・生徒会費については、管理職や事務職員等の指導を受け、出納簿作成や監査等、適切に取り扱う

#### ②活動に関すること

- (1) 施設や用具について
  - ・使用した設備の整頓・清掃、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う
- (2) 事故防止や安全対策について
  - 〈①危機管理・救急マニュアル等の確認 ②環境確認・整備等〉
  - ・事故には十分留意し、怪我が起きた場合マニュアル（危機管理マニュアル）の手順に沿って速やかに処置、管理職及び養護教諭に連絡・報告する
  - ・原則として、活動の際には顧問が監督する
  - \* 熱中症への対策（測定器を活用し、時間帯を決め定期的に測定し状況を把握する）
    - 〈①活動前・活動中・活動後に水分・塩分の補給 ②適切な休憩 ③屋内外別のWBGT値などの判断基準や指標等〉
  - ①活動中にはこまめに水分補給と塩分補給を行いながら行う。活動前後にも水分・塩分の補給を行う。
  - ②活動中は、適切に休憩時間を設ける。
  - ③WBGT25℃以上の環境では水分・塩分の補給及び休憩を積極的に設け、WBGT31℃以上の場合は活動中止の判断を検討する。
- (3) 大会参加について
  - ・各部共に、事前に「参加選手登録」や「旅行命令簿」など必要書類を作成し、管理職より大会参加の許可を得る
- (4) 対外試合、合同練習等の実施について
  - ・他校または外部との試合・合同活動の際には、事前に管理職に相談し許可を得る
  - 例) ・土曜日・日曜日・祝日等に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日に振り替えて確保する
    - ・生徒の健康や学習面等を確保するためにも計画的に設定する

**③活動時間に関すること**

- (1) 休養日の設定  
 ・週3日以上割合で休養日を設ける（原則として、平日2日、休日1日取得するよう努める）
- (2) 活動時間の設定  
 ・〈平日〉30分～1時間程度（練習は終業後の時間帯に行う）  
 ・〈週末〉90分程度  
 \*活動時間の延長（平日・休日ともに2時間程度の活動）については、生徒及び保護者の同意を得たうえで学校長が承認した部のみとする
- ・〈長期休業中〉原則、行わないこととする。ただし、全国大会出場の場合等、必要に応じて活動を行うことがある。  
 ・〈考査期間中〉原則、行わないこととする。  
 ただし、考査終了後2週間以内に大会がある場合は、職員会を経て校長が許可した場合に限り、体力や感覚の低下を防ぐ目的で、放課後に1時間程度の自主的練習を行うことを認める
- ・〈終了・下校時刻〉平日：21時30分までに下校する  
 休日：17時00分までに下校する
- (3) 各部の活動一覧

	週のうち定休日（曜日）	オフシーズン（長期休業中）	平日の活動時間	休日の活動時間	備考
①バドミントン部	(火・木・土・日) 曜日	長期休業中は原則活動なし	20:55～21:30	原則活動なし	
②卓球部	(火・木・土・日) 曜日	長期休業中は原則活動なし	20:55～21:30	原則活動なし	
③ 部					
④ 部					
⑤ 部					
⑥ 部					
⑦ 部					
⑧ 部					
⑨ 部					
⑩ 部					
⑪ 部					
⑫ 部					
⑬ 部					
⑭ 部					
⑮ 部					
⑯ 部					
⑰ 部					
⑱ 部					
⑳ 部					
備考					

**評価と改善（上記①～③）**

①運営に関すること ②活動に関すること ③活動時間に関すること	・設定どおりに実施できたか。 ・特に実施できていなかった部活動は、何部だったか。 ・考えられる、実施できなかった要因は何か。	各部活動の顧問教員は、①運営、②活動、③活動時間について、設定どおりに実施できたかどうか、また実施できなかった要因について検証を行い、部活動顧問会議又は年度末の職員会議において情報を共有し、次年度の計画を立てる。
---------------------------------------	--	--

\*なお、策定にあたっては、「運動部活動全体計画ハンドブック」（平成26年3月 高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課）及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」（平成31年1月 高知県教育委員会事務局保健体育課）を参照すること。